

## 伊奈町保育士奨学金返済支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町内保育所等で新たに就労する保育士の奨学金返済に係る費用の一部を支援することで、町内における保育人材の確保を図り、もって保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。

2 前項の補助金の交付に関しては、伊奈町補助金等交付規則（平成11年規則第5号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 奨学金 保育士が学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学、同法第108条に規定する短期大学又は同法第125条に規定する専修学校の専門課程（以下「大学等」という。）の就学时又は在学期間中の経費及び学費に充てることを主な目的として、当該保育士が本人の名義で借り受けた資金のうち次に掲げるものをいう。

ア 日本学生支援機構奨学金

イ あしなが育英会奨学金

ウ 交通遺児育英会奨学金

エ その他これらに類する資金として、町長が奨学金に準ずると認めるもの

(2) 保育施設 次に掲げる町内の施設及び事業を行う事業所をいう。

ア 保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所のうち私立のものをいう。）

イ 小規模保育事業所（児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を実施する事業所をいう。）

ウ 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する施設をいう。）

### (補助金の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大学等の在学中に、奨学金の貸与を受けながら保育士の資格を取得し、かつ当該奨学金を自ら返済している者
- (2) 保育施設に常勤の保育士として雇用が開始された日が令和5年4月1日以降である者
- (3) 過去に保育士としての勤務実績がない者（ただし、埼玉県保育士奨学金返済支援事業を実施する市町村内で別の対象施設等に連続して勤務する場合は、当該勤務は継続とし、勤務実績がない者とみなす。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の対象としない。

- (1) 補助金の交付申請日において、奨学金の返済を延滞している者
- (2) 奨学金を対象とした他の制度による補助金の交付を受け、又は受ける予定にある者

(補助金の対象期間)

第4条 補助金の交付対象期間は、対象者が前条に規定する要件を満たした日の属する月（当該日が月の初日でない場合は翌月。）から5年間とする。ただし、要件を満たさなくなった場合には、当該日が属する月（当該日が月の末日でない場合は前月。）を終期とする。

2 他市町村において、埼玉県保育士奨学金返済支援事業の補助金を受給していた保育士が第2条第2号に規定する保育施設に空白期間を置かず転職した場合には、引き続き町の補助金の対象として取り扱い、前住所地の受給期間とあわせて5年間とする。

3 対象者が対象施設に就労中に育児休業を取得している間も、引き続き奨学金を延滞なく返済している場合に限り、補助金の交付は続くものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金等の交付を受けようとする者（「申請者」という。）は、伊奈町保育士奨学金返済支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、毎年度町長の定める期限までに、町長に提出しなければならない。

- (1) 採用時の履歴書の写し
- (2) 就労証明書（第2号様式）
- (3) 保育士証の写し
- (4) 奨学金等貸与機関が発行する奨学金等の貸与を証する書類の写し

し

(5) 奨学金等の全体の返済計画を確認することができる書類の写し

(6) 奨学金等の返済額を証する書類の写し（預金通帳、領収書等の写し）

(7) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の規定により申請者から補助金の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、伊奈町保育士奨学金返済支援事業補助金交付決定（却下）通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告及び請求等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付対象期間において返済すべき奨学金を返済した後、町長が別に定める期日までに伊奈町保育士奨学金返済支援事業補助金実績報告書兼交付請求書（第4号様式）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定により決定者より交付請求書の提出があった場合には、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の額）

第8条 補助金の額は、対象者が申請を行う年度（以下「申請年度」という。）において、次の各号により算出した補助基準額と補助対象経費を比較し、いずれか低い額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(1) 補助基準額 申請年度における対象期間の月数に15,000円を乗じて得た額

(2) 補助対象経費 申請年度中に奨学金の返済に要した費用（元金、利息に限る）

（交付決定の取消し）

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 第3条第1項の要件に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、伊奈町保育士奨学金返済支援事業補助金交付決定取消通知書（第5号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。